

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年4月15日提出
【発行者名】	ＪＰ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 荒巻 裕大
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本町一丁目５番１１号
【事務連絡者氏名】	佐藤 伸也
【電話番号】	03-6262-5743
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	ＪＰ４資産均等バランス
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	10兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ＪＰ４資産均等バランス（以下「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

10兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（５）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

- ・有価証券届出書提出日現在、販売会社における申込手数料はありません。

（６）【申込単位】

販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2022年4月16日から2022年10月14日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

ＪＰ投信株式会社

サポートダイヤル 0120-104-017（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.jp-toushin.japanpost.jp>

（ ９ ）【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（ １ ０ ）【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（ １ １ ）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（ １ ２ ）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主として、日本および先進国の株式、債券を実質的な投資対象とする投資対象ファンドへの投資を通じて、国内外の株式・債券へ分散投資することにより、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

1）商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追加型投信		その他資産 ()
	内 外	
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル (日本を含む)		
	年 2 回	日本		
	年 4 回	北米	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 6 回 (隔月)	欧州		
	年 12 回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(資産 複合(株式、債券) 資産配分固定型))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券）資産配分固定型）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

< 商品分類の定義 >

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げ

る資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

- (5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
(3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

< 補足として使用する商品分類 >

- (1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分の定義 >

1. 投資対象資産による属性区分

(1)株式

一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型/絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でもご覧頂けます。

ファンドの特色

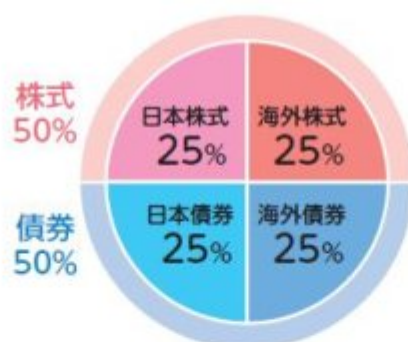
1 伝統的な4つの資産に分散投資します。

- 日本と海外の債券と株式に資産を分散することで、安定的な収益の確保と信託財産の着実な成長を目指します。
- 海外債券^{※1}は、信用力の高い先進国の債券に、海外株式^{※2}は、より安定的な先進国の株式に投資します。

※1 海外債券とは、「FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)」に採用されている、主として世界の主要国の国債を指します。

※2 海外株式とは、「MSCI-KOKUSAI指数」に採用されている、日本を除く、主として世界の主要国の株式を指します。

- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

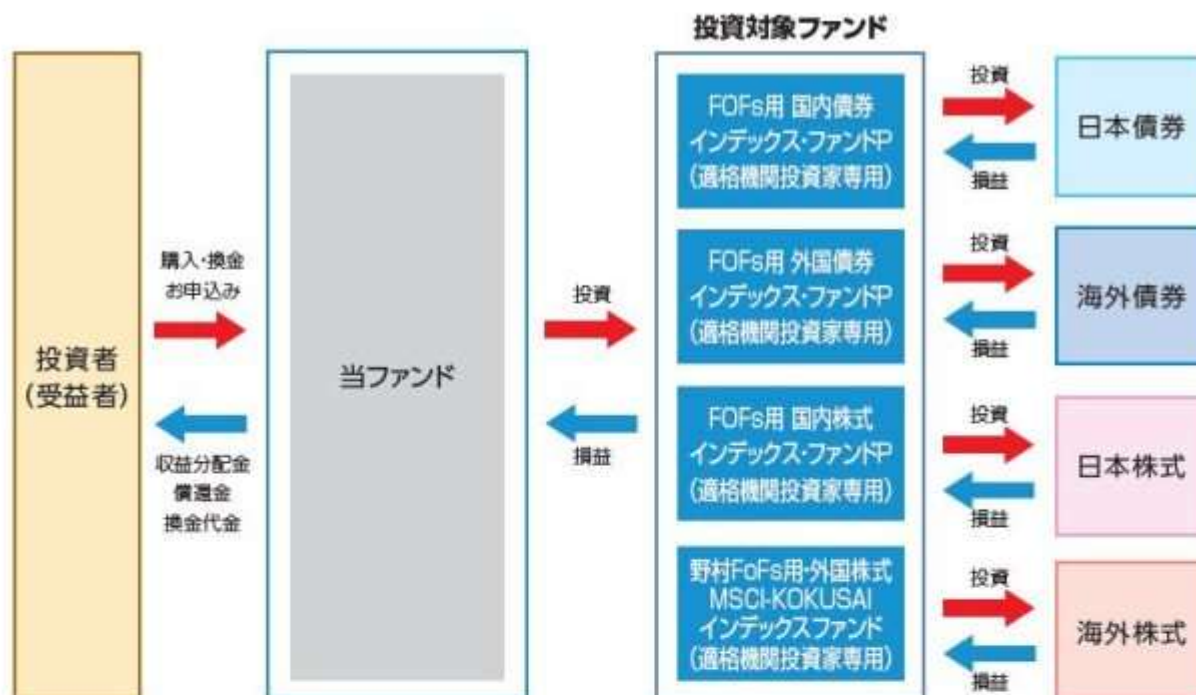
2 日本と海外の債券と株式に25%ずつ均等に投資します。

比率	日本	50%
	海外	50%

資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。下記のファンドを主要投資対象とします。



ファンド・オブ・ファンズ方式とは？

投資者の皆さまからお預かりした資金を、直接株式や債券といった資産に投資するのではなく、株式や債券等に投資している複数の投資信託に投資して運用を行う仕組みです。

主な投資制限

- ①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ②株式への直接投資は行いません。
- ③外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の75%以下とします。
- ⑤デリバティブの直接利用は行いません。
- ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

分配方針

- 原則として年1回の決算時(毎年7月15日、休業日の場合は翌営業日)に、経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には分配を行わないことがあります。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

*分配金は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について、示唆、保証するものではありません。

信託金限度額

- ・5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

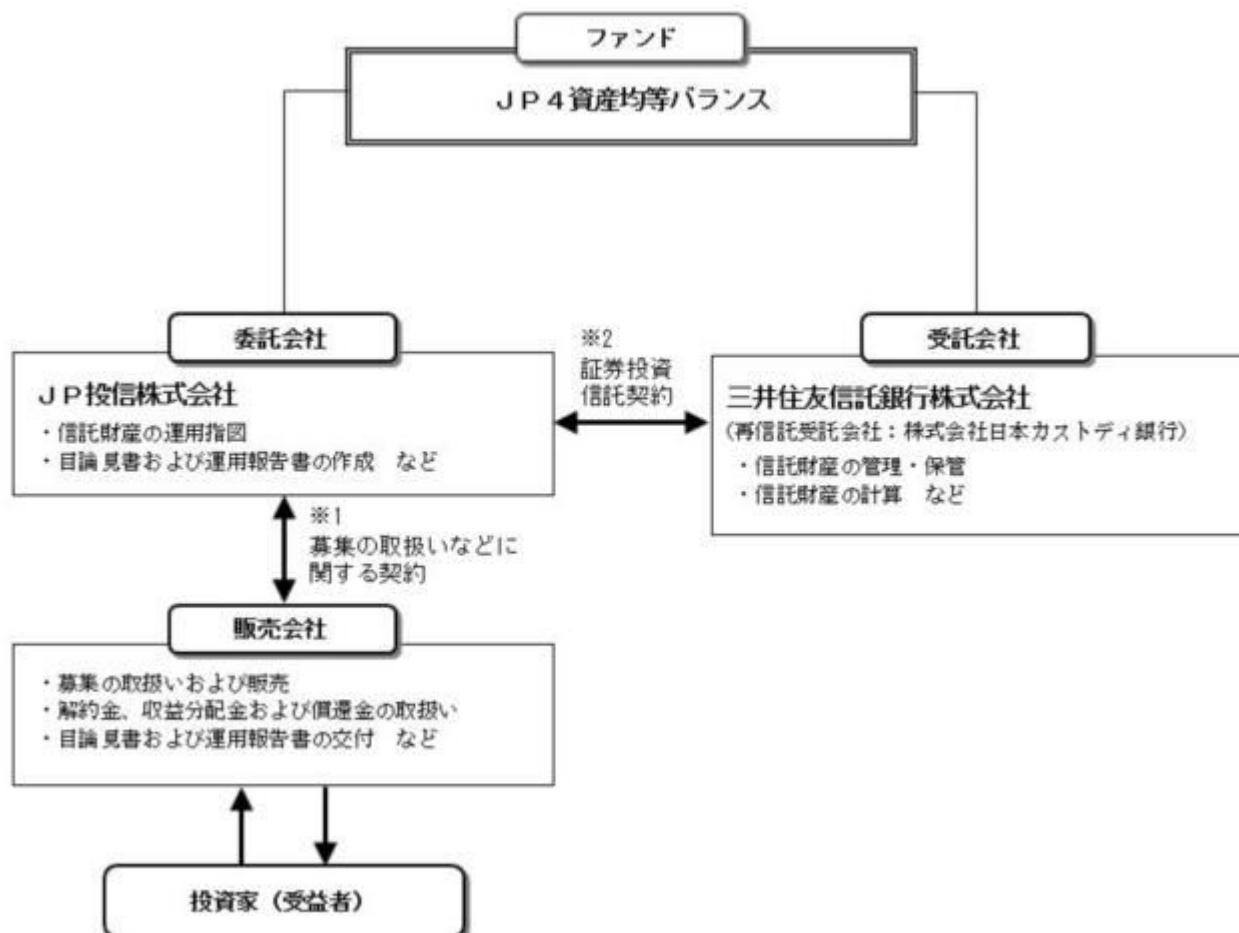
(2) 【ファンドの沿革】

2017年10月18日

- ・ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

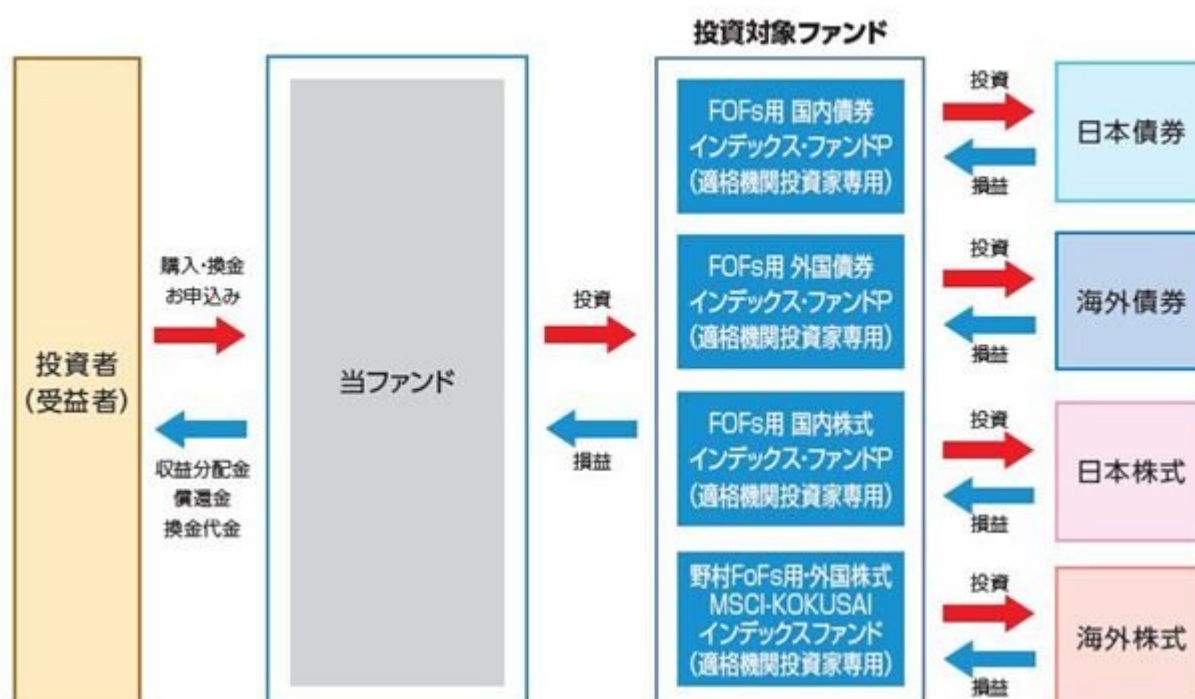
ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

< ファンド・オブ・ファンズの仕組み >

ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。下記のファンドを主要投資対象とします。



委託会社の概況（2022年1月末現在）

１）資本金

5億円

２）沿革

2015年8月18日：ＳＮＪ準備株式会社設立（ＪＰ投信株式会社となる準備会社）

2015年11月9日：ＪＰ投信株式会社へ商号変更

３）大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
株式会社ゆうちょ銀行	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	9,000株	45%
日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	1,000株	5%
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	6,000株	30%
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	4,000株	20%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

主として、日本及び先進国の株式、債券を実質的な投資対象とする投資対象ファンドへの投資を通じて、国内外の株式・債券へ分散投資することにより、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

各資産への配分比率は、以下のとおりとすることを基本とします（以下、「基本配分比率」といいます。）。

- ・日本株式を投資対象とする投資信託証券への配分比率の合計：純資産総額の概ね25%程度とします。
- ・日本債券を投資対象とする投資信託証券への配分比率の合計：純資産総額の概ね25%程度とします。
- ・海外株式を投資対象とする投資信託証券への配分比率の合計：純資産総額の概ね25%程度とします。
- ・海外債券を投資対象とする投資信託証券への配分比率の合計：純資産総額の概ね25%程度とします。

上記の基本配分比率には、各資産毎に一定の変動許容幅を設け、一定以上乖離した場合にはリバランスを行います。また、市況動向等の変化に応じて、当該基本配分比率の見直しを行う場合があります。

投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。

株式以外の資産への投資は原則として信託財産の財産総額の75%以下とします。

実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

別に定める投資信託証券を主要投資対象とします。なお、投資対象ファンドは、以下の指数に連動する投資成果を目標として運用するものとします。

日本株式：TOPIX（東証株価指数）

日本債券：NOMURA - BPI総合

海外株式：MSCI - KOKUSAI 指数（円ベース）

海外債券：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）

このほか、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- １．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券の指図範囲等

委託者は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパー及び短期社債等

２．外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、前号の証券の性質を有するもの

３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。）

４．外国法人が発行する譲渡性預金証書

５．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）及び債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとしします。

金融商品の指図範囲等

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

投資対象とする投資信託証券の概要

下記は、有価証券届出書提出日現在の組入投資信託証券の一覧であり、今後、名称変更となる場合、繰上償還等により投資信託証券が除外される場合、新たな投資信託証券が追加となる場合等があります。

１．F0Fs用国内株式インデックス・ファンドP（適格機関投資家専用）

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、TOPIX（東証株価指数）と連動する投資成果を目標として運用を行います。
主要投資対象	国内株式インデックス マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引所等に上場している銘柄に分散投資を行い、TOPIX（東証株価指数）に連動する投資成果を目標として運用を行います。 株式の実質投資割合は、原則として、100%に近い状態を維持します。 投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の実質組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

主な投資制限	株式への実質投資割合には制限を設けません。 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資は行いません。 有価証券先物取引等は、投資信託約款第23条の範囲で行います。 スワップ取引は、投資信託約款第24条の範囲で行います。 金利先渡し取引は、投資信託約款第25条の範囲で行います。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限りします。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	TOPIX（東証株価指数）
決算日	原則、1,3,5,7,9,11月の各7日 ただし、該当日が休業日の場合は翌営業日とします。
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
申込手数料	ありません
換金（解約）手数料	ありません
信託報酬	純資産総額に対し、年0.121%（税抜 年0.11%） 《内訳》委託会社：年0.088%（税抜 年0.08%） 販売会社：年0.011%（税抜 年0.01%） 受託会社：年0.022%（税抜 年0.02%）
信託財産留保額	購入時、換金時ともありません
設定日	2016年2月3日
信託期間	設定日から2026年3月9日までとします
関係法人	販売会社：三井住友信託銀行株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社

「TOPIX（東証株価指数）」とは、株式会社JPX総研が算出、公表する指数で、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。同指数の指数値及び同指数に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び同指数に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

2. FOFs用国内債券インデックス・ファンドP（適格機関投資家専用）

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
------	-------------------------

運用の基本方針	この投資信託は、NOMURA-BPI総合と連動する投資成果を目標として運用を行います。
主要投資対象	国内債券インデックス マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の公社債を中心に投資を行い、NOMURA-BPI 総合に連動する投資成果を目標として運用を行います。 投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、債券先物取引等を活用することがあります。このため、債券の実質組入総額と債券先物取引等の買建玉の実質時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資は行いません。 有価証券先物取引等は、投資信託約款第22条の範囲で行います。 スワップ取引は、投資信託約款第23条の範囲で行います。 金利先渡し取引は、投資信託約款第24条の範囲で行います。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限りです。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	NOMURA-BPI 総合
決算日	原則、1,3,5,7,9,11月の各7日 ただし、該当日が休業日の場合は翌営業日とします。
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
申込手数料	ありません
換金（解約）手数料	ありません
信託報酬	純資産総額に対し、年0.110%（税抜 年0.10%） 《内訳》委託会社：年0.077%（税抜 年0.07%） 販売会社：年0.011%（税抜 年0.01%） 受託会社：年0.022%（税抜 年0.02%）
信託財産留保額	購入時、換金時ともありません
設定日	2016年2月3日
信託期間	設定日から2026年3月9日までとします
関係法人	販売会社：三井住友信託銀行株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社

「NOMURA-BPI総合」とは、野村證券株式会社が公表する、日本の公募債券流通市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。

同指数の知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指数を用いて行われる三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

3. 野村FoFs用・外国株式MSCI-KOKUSAIインデックスファンド（適格機関投資家専用）

運用会社	野村アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	MSCI-KOKUSAI指数（円換算ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。
主要投資対象	主として外国の株式を投資対象とする外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への実質投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。 デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行いません。 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
ベンチマーク	MSCI-KOKUSAI指数（円換算ベース・為替ヘッジなし） MSCI-KOKUSAI指数（円換算ベース・為替ヘッジなし）は、MSCI-KOKUSAI指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。
決算日	決算は年6回、原則として、1月、3月、5月、7月、9月、11月の各7日（当該日が休業日の場合は翌営業日）。
収益の分配	原則として、1月、3月、5月、7月、9月、11月の各7日（当該日が休業日の場合は翌営業日）に分配を行います。収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、配当等収益等の水準および基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。
申込手数料	なし
換金（解約）手数料	なし
信託報酬	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.176%（税抜年0.16%）の率を乗じて得た額とします。
信託財産留保額	なし
設定日	2016年2月17日

信託期間	無期限
関係法人	販売会社：野村信託銀行株式会社 受託会社：野村信託銀行株式会社

MSCI-KOKUSAI 指数の著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

本ファンドは、MSCI Inc.、MSCIの関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI指数は、MSCIが独占的に所有しています。MSCIおよびMSCI指数は、MSCIおよびその関係会社のサービスマークであり、野村アセットマネジメント株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI、MSCIの関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIとその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、本ファンドまたは本ファンドの発行会社あるいは所有者に関わらず、MSCIにより決定、作成、および計算されています。

MSCI、MSCIの関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、本ファンドの発行者または所有者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI、MSCIの関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、本ファンドを現金に償還する方程式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしていません。MSCI、MSCIの関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者に対し、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCIは、自らが信頼できると考える情報源から本件指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI、MSCIの関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性および/または完全性について保証するものではありません。MSCI、MSCIの関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、本件ファンドの発行会社、本件ファンドの所有者その他の個人・法人が、本契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して本件指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証をおこなうものではありません。MSCI、MSCIの関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数およびそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。本件指数およびそれに含まれるデータに関し、MSCI、MSCIの関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI、MSCIの関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI、MSCIの関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

本証券の購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人・法人は、MSCIの許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCIに問い合わせることなく、本証券を保証、推奨、売買、または宣伝するためにいかなるMSCIのトレードネーム、トレードマーク、またはサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCIの書面による許諾を得ることなくMSCIとの関係を一切主張することはできません。

4. FOFs用外国債券インデックス・ファンドP（適格機関投資家専用）

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）と連動する投資成果を目標として運用を行います。
主要投資対象	外国債券インデックス マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

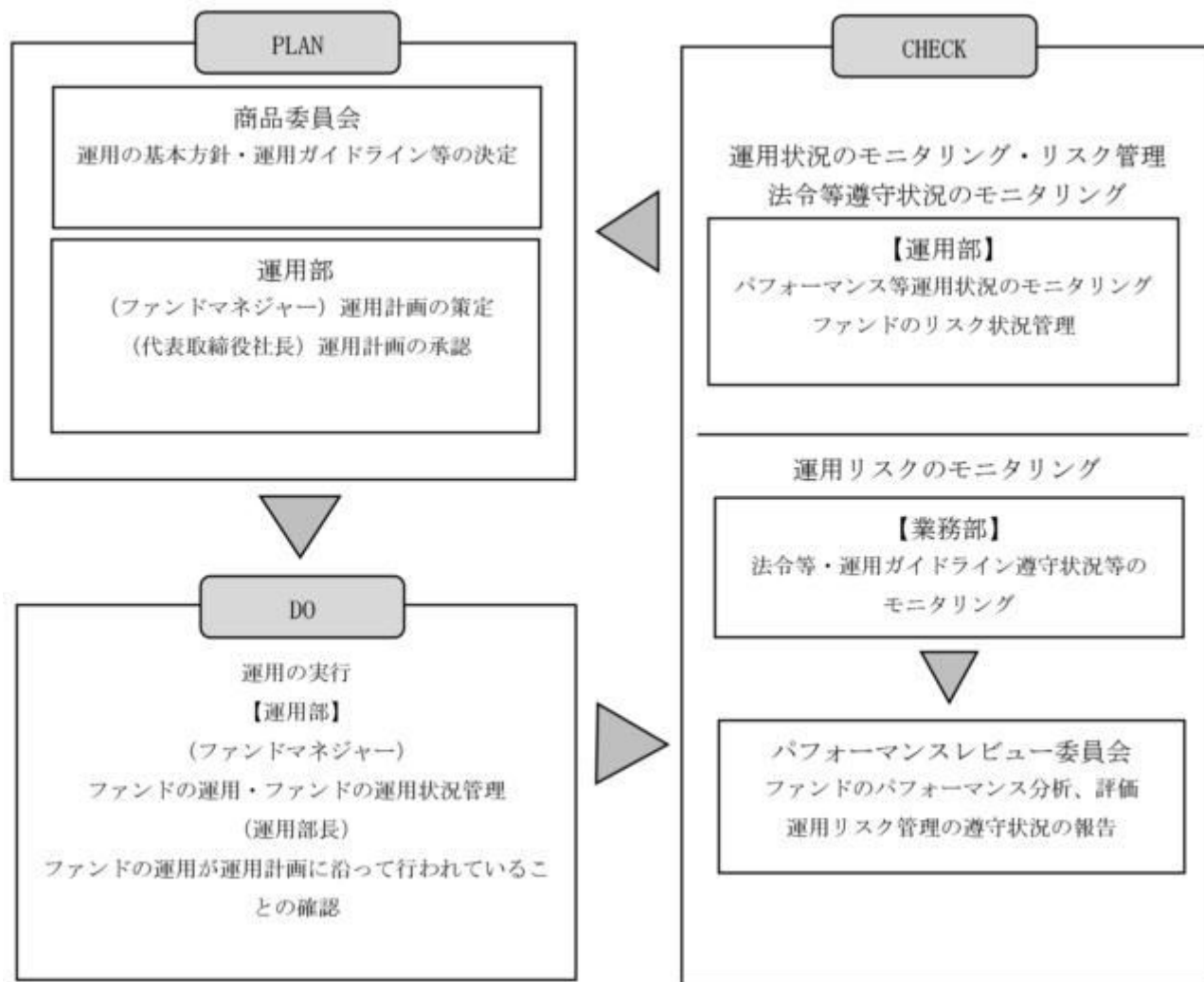
投資態度	マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く世界の主要国の公社債を中心に投資を行い、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果を目標として運用を行います。 実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いません。 投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、債券先物取引等を活用することがあります。このため、債券の組入総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 有価証券先物取引等は、投資信託約款第22条の範囲で行います。 スワップ取引は、投資信託約款第23条の範囲で行います。 金利先渡し取引および為替先渡し取引は、投資信託約款第24条の範囲で行います。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限りです。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
決算日	原則、1,3,5,7,9,11月の各7日 ただし、該当日が休業日の場合は翌営業日とします。
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
申込手数料	ありません
換金（解約）手数料	ありません
信託報酬	純資産総額に対し、年0.132%（税抜 年0.12%） 《内訳》委託会社：年0.099%（税抜 年0.09%） 販売会社：年0.011%（税抜 年0.01%） 受託会社：年0.022%（税抜 年0.02%）
信託財産留保額	購入時、換金時ともありません
設定日	2016年2月3日
信託期間	設定日から2026年3月9日までとします
関係法人	販売会社：三井住友信託銀行株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社

「FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確

性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

（３）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下のとおりです。



委託会社では社内規定を定めて運用にかかる組織およびその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことを目的とした運用等にかかる業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備および運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

上記の運用体制は、2022年1月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

１）分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

２）分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には分配を行わないこともあります。

3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

* 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配金の支払い

< 分配金再投資コース >

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

< 分配金受取りコース >

毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して 5 営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

(5) 【投資制限】

約款に定める投資制限

1) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

2) 株式への直接投資は行いません。

3) 外貨建資産への直接投資は行いません。

4) 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の75%以下とします。

5) デリバティブの直接利用は行いません。

6) 資金の借入れ

1. 委託者は、投資信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2. 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

3. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4. 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

7) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3 【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

基準価額の変動要因

- ・ ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- ・ 信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者の皆さまに帰属します。
- ・ 投資信託は預貯金と異なります。

[価格変動リスク]

株式の価格は発行者の業績、経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。また、債券の価格は市場金利や信用度等の変動を受けて変動します。ファンド

はその影響を受け、組入株式や組入債券の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

[為替変動リスク]

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

[信用リスク]

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

[カントリーリスク]

主要投資対象ファンドの投資対象国は先進国です。投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、またはそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

（２）リスク管理体制

委託会社では、運用担当部から独立した部署において運用に関する各種リスク管理を行います。

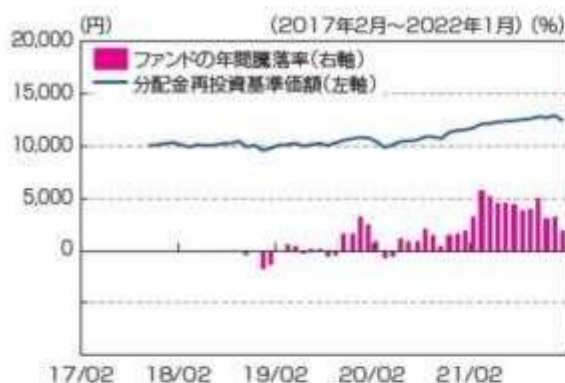
流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定、検証などを行います。運用担当部から独立した部署が流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

上記体制は2022年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

参考情報

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- *当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額にもとづいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- *当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- *グラフは、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- *2017年2月～2022年1月の5年間（当ファンドは2018年10月～2022年1月）の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。
- *当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額にもとづいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

各資産クラスの指数

- 日本株・・・TOPIX（東証株価指数、配当込み）
 - 先進国株・・・MSCIコクサイインデックス（配当込み、円ベース）
 - 新興国株・・・MSCIエマージングマーケットインデックス（配当込み、円ベース）
 - 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
 - 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし円ベース）
 - 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド（円ベース）
- （注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しております。

各資産クラスの騰落率について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、その内容について、信頼性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
MSCI インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Index LLCに帰属します。
JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド（円ベース）に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・有価証券届出書提出日現在、販売会社における申込手数料はありません。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞	
当ファンド	0.10725％（税抜0.09750％）
投資対象とする投資信託証券	0.13475％（税抜0.12250％）程度
実質的負担	0.242％（税抜0.220％）程度

・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.10725％（税抜0.09750％）の率を乗じて得た額とします。

- 1 投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第１ ファンドの状況 - 2 投資方針 - （２）投資対象」 - 「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。
- 2 基本組入比率で按分した投資対象投資信託証券の信託報酬を含めた実質的な信託報酬率の概算値です。ただし、この値は目安であり、投資対象投資信託証券の実際の組入状況により変動します。

信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率（年率）			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.09750％	0.03880％	0.03870％	0.02000％

役務の内容

委託会社	委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価
販売会社	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。

イ．監査法人 有限責任あずさ監査法人

ロ．監査費用 受益者負担とし、投資信託財産中から支弁します。

- ・投資信託財産の純資産総額に対し、1円～200億円以下の部分：税抜 年0.004%
- ・投資信託財産の純資産総額に対し、200億円超～400億円以下の部分：税抜 年0.002%
- ・投資信託財産の純資産総額に対し、400億円超～800億円以下の部分：税抜 年0.001%
- ・投資信託財産の純資産総額に対し、800億円超の部分：税抜 年0.000%

* これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

1）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）のいずれかを選択することもできます。

2）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

* 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度（つみたてNISA）をご利用の場合、毎年、年間40万円の範囲で販売会社との契約に基づいて定期的かつ継続的な方法で購入することにより生じる配当所得および譲渡所得が20年間非課税となります。なお、「NISA」と「つみたてNISA」の投資枠は、年ごとに選択制であり、同一年において両方の適用を受けることはできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

1）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2）益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

1）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

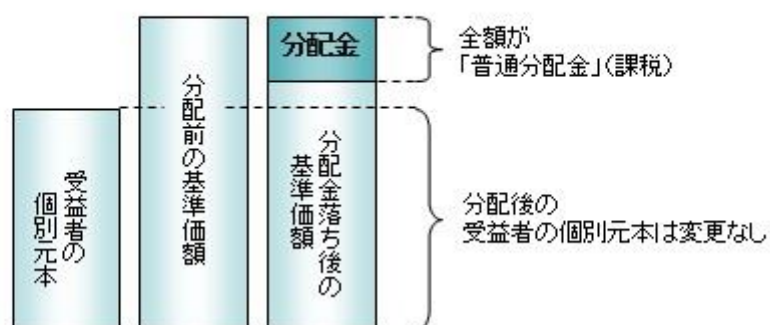
- ２）受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、１口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

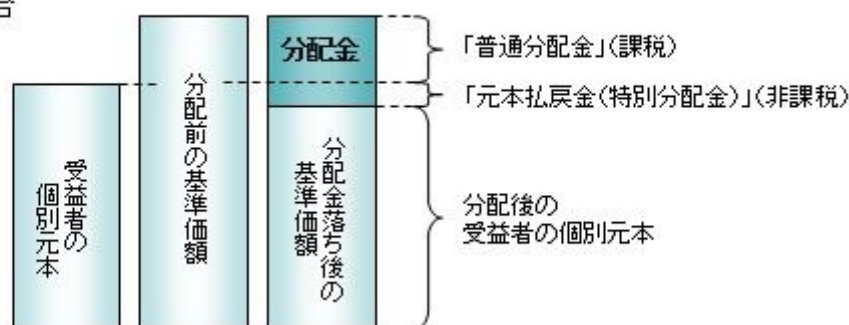
- １）収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- ２）受益者が収益分配金を受け取る際
- イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
- ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



上記は2022年1月末現在のもので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

５【運用状況】

【ＪＰ４資産均等バランス】

以下の運用状況は2022年 1月31日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(１)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	11,367,608,485	99.20
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	—	91,482,831	0.80

合計（純資産総額）	11,459,091,316	100.00
-----------	----------------	--------

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	F0Fs用 国内債券インデックス・ファンドP（適格機関投資家専用）	2,927,871,287	0.9981	2,922,463,508	0.9863	2,887,759,450	25.20
日本	投資信託受益証券	野村FoFs用・外国株式MSCI-KOKUSAIインデックスファンド（適格機関投資家専用）	1,383,356,703	1.998	2,763,997,635	2.0593	2,848,746,458	24.86
日本	投資信託受益証券	F0Fs用 外国債券インデックス・ファンドP（適格機関投資家専用）	2,901,887,335	0.991	2,875,938,709	0.98	2,843,849,588	24.82
日本	投資信託受益証券	F0Fs用 国内株式インデックス・ファンドP（適格機関投資家専用）	2,068,462,330	1.4083	2,913,105,838	1.3475	2,787,252,989	24.32

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.20
合 計	99.20

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末（2018年 7月17日）	478	478	1.0263	1.0263
第2計算期間末（2019年 7月16日）	2,156	2,156	1.0226	1.0226
第3計算期間末（2020年 7月15日）	4,521	4,521	1.0617	1.0617
第4計算期間末（2021年 7月15日）	8,850	8,850	1.2420	1.2420
2021年 1月末日	6,510	—	1.1544	—
2月末日	6,804	—	1.1724	—

3月末日	7,415	—	1.2109	—
4月末日	7,690	—	1.2139	—
5月末日	8,082	—	1.2286	—
6月末日	8,504	—	1.2364	—
7月末日	9,027	—	1.2407	—
8月末日	9,468	—	1.2517	—
9月末日	9,860	—	1.2575	—
10月末日	10,346	—	1.2804	—
11月末日	10,674	—	1.2682	—
12月末日	11,461	—	1.2917	—
2022年 1月末日	11,459	—	1.2421	—

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2017年10月18日～2018年 7月17日	0.0000
第2期	2018年 7月18日～2019年 7月16日	0.0000
第3期	2019年 7月17日～2020年 7月15日	0.0000
第4期	2020年 7月16日～2021年 7月15日	0.0000
当中間期	2021年 7月16日～2022年 1月15日	—

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2017年10月18日～2018年 7月17日	2.63
第2期	2018年 7月18日～2019年 7月16日	0.36
第3期	2019年 7月17日～2020年 7月15日	3.82
第4期	2020年 7月16日～2021年 7月15日	16.98
当中間期	2021年 7月16日～2022年 1月15日	3.04

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2017年10月18日～2018年 7月17日	550,627,423	84,282,310
第2期	2018年 7月18日～2019年 7月16日	2,084,177,626	441,671,760
第3期	2019年 7月17日～2020年 7月15日	2,588,358,820	438,567,746
第4期	2020年 7月16日～2021年 7月15日	3,479,724,208	612,250,508

当中間期	2021年 7月16日 ~ 2022年 1月15日	2,212,225,195	318,131,739
------	---------------------------	---------------	-------------

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

参考情報

運用実績

設定日：2017年10月18日
作成基準日：2022年 1月31日

基準価額・純資産の推移



※データは、当初設定日から作成基準日までを表示しています。
※基準価額（分配金再投資）は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しています。
※基準価額は、信託報酬控除後です。

分配の推移（1万口当たり、税引前）

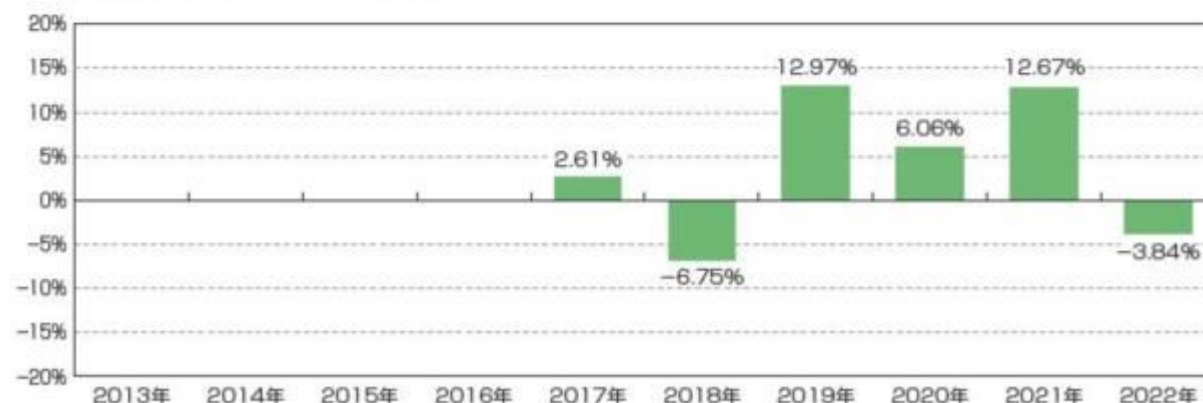
第1期（2018年7月17日）	0円
第2期（2019年7月16日）	0円
第3期（2020年7月15日）	0円
第4期（2021年7月15日）	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

組入投資信託証券	投資比率
FOFs用 国内債券インデックス・ファンドP（適格機関投資家専用）	25.20%
野村FoFs用・外国株式MSCI-KOKUSAIインデックスファンド（適格機関投資家専用）	24.86%
FOFs用 外国債券インデックス・ファンドP（適格機関投資家専用）	24.82%
FOFs用 国内株式インデックス・ファンドP（適格機関投資家専用）	24.32%

※投資比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移（暦年ベース）



※2017年は設定日から年末までの収益率です。2022年は年初から作成基準日までの収益率です。
※当ファンドにはベンチマークはありません。
※ファンド収益率は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しています。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(4) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(5) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ニューヨーク証券取引所の休業日
- ニューヨークの銀行の休業日

(6) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

(7) 申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

J P 投信株式会社

サポートダイヤル 0120-104-017（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.jp-toushin.japanpost.jp>

(8) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(9) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国における非常事態による市場閉鎖、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

< 解約請求による換金 >

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ニューヨーク証券取引所の休業日
- ニューヨークの銀行の休業日

（４）解約制限

ファンドの規模および商品性格などにに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（５）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

J P 投信株式会社

サポートダイヤル 0120-104-017（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.jp-toushin.japanpost.jp>

（６）手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。
税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（７）解約単位

1口単位または1円単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（８）解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

（９）受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国における非常事態による市場閉鎖、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

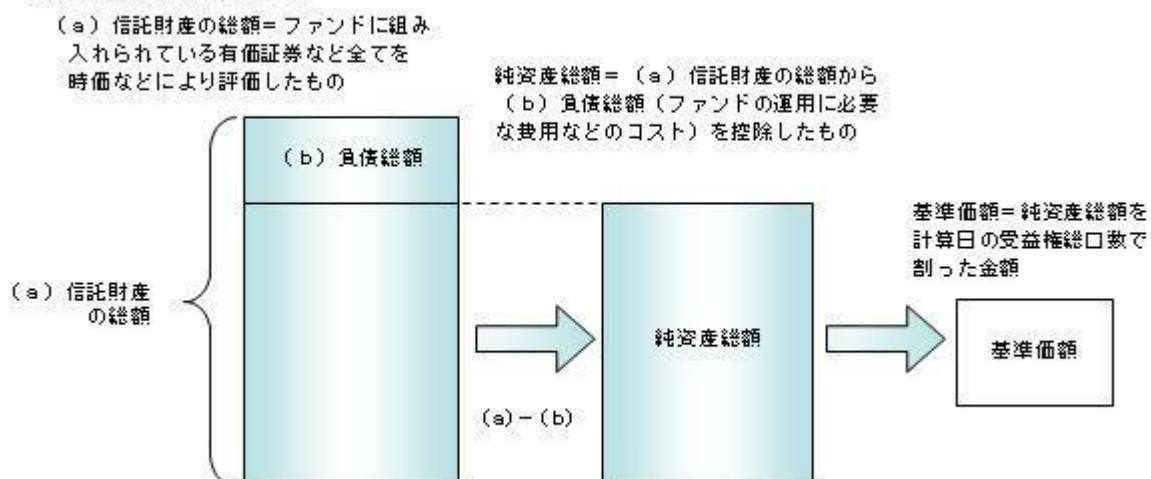
3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（借入公社債を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

J P 投信株式会社

サポートダイヤル 0120-104-017（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.jp-toushin.japanpost.jp>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします（2017年10月18日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年7月16日から翌年7月15日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ロ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の

「書面決議」をご覧ください。）

- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
- イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

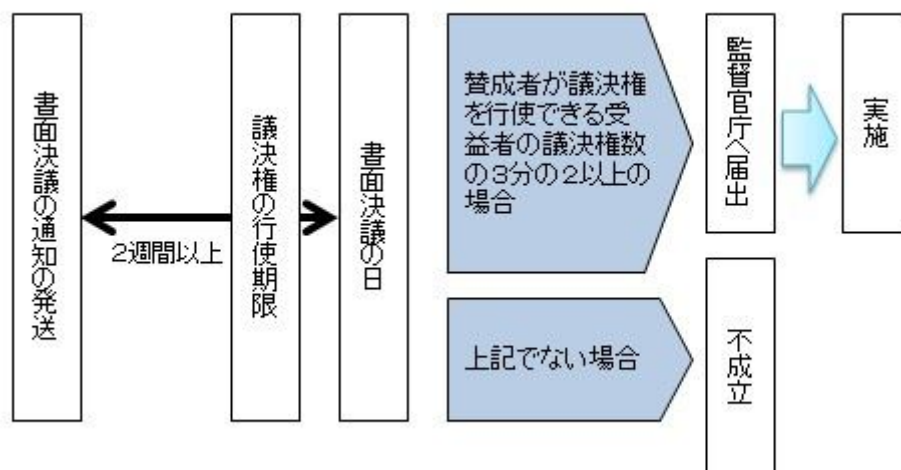
信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

＜書面決議の主な流れ＞



公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページアドレス <http://www.jp-toushin.japanpost.jp>

なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス <http://www.jp-toushin.japanpost.jp>

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

ＪＰ４資産均等バランス

- (１) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (２) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期（2020年 7月16日から2021年 7月15日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】

【 J P 4 資産均等バランス】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 2020年 7月15日現在	第4期 2021年 7月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	36,333,471	69,773,159
投資信託受益証券	4,492,387,910	8,795,408,959
未収入金	-	3,100,000
流動資産合計	4,528,721,381	8,868,282,118
資産合計	4,528,721,381	8,868,282,118
負債の部		
流動負債		
未払解約金	5,160,490	13,083,294
未払受託者報酬	408,122	819,388
未払委託者報酬	1,581,445	3,175,060
未払利息	99	191
その他未払費用	140,905	282,333
流動負債合計	7,291,061	17,360,266
負債合計	7,291,061	17,360,266
純資産の部		
元本等		
元本	4,258,642,053	7,126,115,753
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	262,788,267	1,724,806,099
(分配準備積立金)	170,846,407	1,108,896,197
元本等合計	4,521,430,320	8,850,921,852
純資産合計	4,521,430,320	8,850,921,852
負債純資産合計	4,528,721,381	8,868,282,118

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期 自 2019年 7月17日 至 2020年 7月15日	第4期 自 2020年 7月16日 至 2021年 7月15日
営業収益		
受取配当金	55,073,561	93,679,160
有価証券売買等損益	94,986,647	917,567,049
営業収益合計	150,060,208	1,011,246,209
営業費用		
支払利息	38,418	64,989
受託者報酬	703,183	1,412,261
委託者報酬	2,724,763	5,472,387
その他費用	140,905	282,333
営業費用合計	3,607,269	7,231,970
営業利益又は営業損失（ ）	146,452,939	1,004,014,239
経常利益又は経常損失（ ）	146,452,939	1,004,014,239
当期純利益又は当期純損失（ ）	146,452,939	1,004,014,239
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	5,945,587	47,872,017
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	47,735,081	262,788,267
剰余金増加額又は欠損金減少額	85,993,497	552,551,069
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	85,993,497	552,551,069
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,447,663	46,675,459
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,447,663	46,675,459
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	262,788,267	1,724,806,099

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他	当計算期間は、信託約款の規定により、2020 年 7月16日から2021 年 7月15日までとなっております。

（会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

項目		第3期 2020年 7月15日現在	第4期 2021年 7月15日現在
1.	計算期間の末日における受益権の総数	4,258,642,053口	7,126,115,753口
2.	計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.0617円 (10,617円)	1.2420円 (12,420円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第3期 自 2019年 7月17日 至 2020年 7月15日		第4期 自 2020年 7月16日 至 2021年 7月15日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A	費用控除後の配当等収益額 51,724,089円	A	費用控除後の配当等収益額 89,714,635円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 88,783,263円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 866,427,587円
C	収益調整金額 157,731,055円	C	収益調整金額 615,909,902円
D	分配準備積立金額 30,339,055円	D	分配準備積立金額 152,753,975円
E	当ファンドの分配対象収益額 328,577,462円 (E=A+B+C+D)	E	当ファンドの分配対象収益額 1,724,806,099円 (E=A+B+C+D)
F	当ファンドの期末残存口数 4,258,642,053口	F	当ファンドの期末残存口数 7,126,115,753口
G	10,000口当たり収益分配対象額 771.52円 (G=E/F×10,000)	G	10,000口当たり収益分配対象額 2,420.37円 (G=E/F×10,000)
H	10,000口当たり分配金額 0円	H	10,000口当たり分配金額 0円
I	収益分配金金額(I=F×H/10,000) 0円	I	収益分配金金額(I=F×H/10,000) 0円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

第3期 自 2019年 7月17日 至 2020年 7月15日	第4期 自 2020年 7月16日 至 2021年 7月15日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(有価証券に関する注記)に記載しております。 これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用部門から独立した運用リスク管理を所管する部署が、各ポートフォリオの資金特性と市場環境を踏まえつつ、リスク毎に管理を行っております。 また、パフォーマンスレビュー委員会において、信託財産の運用に係るパフォーマンス分析、評価等を審議することで、運用の適切性の確認を行っております。 4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	1.金融商品に対する取組方針 同左 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3.金融商品に係るリスク管理体制 同左 4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

金融商品の時価等に関する事項

第3期 2020年 7月15日現在	第4期 2021年 7月15日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2.時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	1.貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左 2.時価の算定方法 投資信託受益証券 同左

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
---	---------------------------

（関連当事者との取引に関する注記）

第3期 自 2019年 7月17日 至 2020年 7月15日	第4期 自 2020年 7月16日 至 2021年 7月15日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

元本の移動

第3期 自 2019年 7月17日 至 2020年 7月15日	第4期 自 2020年 7月16日 至 2021年 7月15日
期首元本額 2,108,850,979円	期首元本額 4,258,642,053円
期中追加設定元本額 2,588,358,820円	期中追加設定元本額 3,479,724,208円
期中一部解約元本額 438,567,746円	期中一部解約元本額 612,250,508円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第3期(自 2019年 7月17日 至 2020年 7月15日)

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	92,898,288
合計	92,898,288

売買目的有価証券

第4期(自 2020年 7月16日 至 2021年 7月15日)

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	902,453,567
合計	902,453,567

（デリバティブ取引に関する注記）

第3期(2020年 7月15日現在)

該当事項はありません。

第4期(2021年 7月15日現在)

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式（2021年 7月15日現在）

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券（2021年 7月15日現在）

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	野村FoFs用・外国株式MSCI-KOKUSAI インデックスファンド（適格機関投資家専用）	1,101,178,482	2,187,821,408	
		FoFs用 国内債券インデックス・ファンドP（適格機関投資家専用）	2,209,383,013	2,207,394,568	
		FoFs用 国内株式インデックス・ファンドP（適格機関投資家専用）	1,572,886,434	2,216,354,274	
		FoFs用 外国債券インデックス・ファンドP（適格機関投資家専用）	2,206,566,343	2,183,838,709	
	小計	銘柄数：4 組入時価比率：99.4%	7,090,014,272	8,795,408,959 100.0%	
合計				8,795,408,959	

(注1)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【中間財務諸表】**ＪＰ４資産均等バランス**

- (１) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の３及び第57条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (２) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期中間計算期間（2021年 7月16日から2022年 1月15日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

【 J P 4 資産均等バランス】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 2021年 7月15日現在	第5期中間計算期間末 2022年 1月15日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	10,663,078
コール・ローン	69,773,159	104,961,970
投資信託受益証券	8,795,408,959	11,464,798,565
未収入金	3,100,000	-
流動資産合計	8,868,282,118	11,580,423,613
資産合計	8,868,282,118	11,580,423,613
負債の部		
流動負債		
未払解約金	13,083,294	31,129,844
未払受託者報酬	819,388	1,122,825
未払委託者報酬	3,175,060	4,350,839
未払利息	191	574
その他未払費用	282,333	224,504
流動負債合計	17,360,266	36,828,586
負債合計	17,360,266	36,828,586
純資産の部		
元本等		
元本	7,126,115,753	9,020,209,209
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ()	1,724,806,099	2,523,385,818
(分配準備積立金)	1,108,896,197	1,065,674,000
元本等合計	8,850,921,852	11,543,595,027
純資産合計	8,850,921,852	11,543,595,027
負債純資産合計	8,868,282,118	11,580,423,613

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期中間計算期間 自 2020年 7月16日 至 2021年 1月15日	第5期中間計算期間 自 2021年 7月16日 至 2022年 1月15日
営業収益		
受取配当金	37,285,347	64,545,967
有価証券売買等損益	460,185,743	233,989,606
営業収益合計	497,471,090	298,535,573
営業費用		
支払利息	28,546	48,188
受託者報酬	592,873	1,122,825
委託者報酬	2,297,327	4,350,839
その他費用	118,517	224,504
営業費用合計	3,037,263	5,746,356
営業利益又は営業損失（ ）	494,433,827	292,789,217
経常利益又は経常損失（ ）	494,433,827	292,789,217
中間純利益又は中間純損失（ ）	494,433,827	292,789,217
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	11,701,728	7,821,804
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	262,788,267	1,724,806,099
剰余金増加額又は欠損金減少額	158,997,568	591,227,189
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	158,997,568	591,227,189
剰余金減少額又は欠損金増加額	19,320,070	77,614,883
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	19,320,070	77,614,883
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	885,197,864	2,523,385,818

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他	当中間計算期間は、信託約款の規定により、2021年 7月16日から2022年 1月15日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目		第4期 2021年 7月15日現在	第5期中間計算期間末 2022年 1月15日現在
1.	中間計算期間の末日における受益権の総数	7,126,115,753口	9,020,209,209口
2.	中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.2420円 (12,420円)	1.2797円 (12,797円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第4期 2021年 7月15日現在	第5期中間計算期間末 2022年 1月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（その他の注記）

元本の移動

第4期 自 2020年 7月16日 至 2021年 7月15日		第5期中間計算期間 自 2021年 7月16日 至 2022年 1月15日	
期首元本額	4,258,642,053円	期首元本額	7,126,115,753円
期中追加設定元本額	3,479,724,208円	期中追加設定元本額	2,212,225,195円
期中一部解約元本額	612,250,508円	期中一部解約元本額	318,131,739円

（デリバティブ取引に関する注記）

第4期(2021年 7月15日現在)

該当事項はありません。

第5期中間計算期間末(2022年 1月15日現在)

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2022年 1月31日現在です。

【J P 4 資産均等バランス】

【純資産額計算書】

資産総額	11,471,976,114円
負債総額	12,884,798円
純資産総額（ - ）	11,459,091,316円
発行済口数	9,225,285,914口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2421円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（4）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法

令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2022年1月末現在	資本金	500,000,000円
	発行可能株式総数	100,000株
	発行済株式総数	20,000株

- 過去5年間における主な資本金の増減
該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構（2022年1月末現在）

(a) 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は取締役会の決議をもって決定します。

取締役は、株主総会の決議により選任されます。取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとします。

取締役会は、当社を代表する取締役およびその他の役付取締役を選定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き代表取締役がこれを招集し、議長となります。代表取締役に事故あるとき、または欠員であるときは、あらかじめ取締役会の決議により定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たります。

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

(b) 投資運用の意思決定機構

PLAN:計画

代表取締役社長を委員長とする商品委員会において、ファンドの運用の基本方針や運用ガイドラインなどを策定します。ファンドマネジャーは、決定された運用の基本方針等に基づいて運用計画を月次で策定し、代表取締役社長が承認します。

DO:実行

ファンドマネジャーは、決定された運用計画に沿ってポートフォリオの構築などファンドの運用を行うとともに、ファンドの運用状況を管理します。

ファンドマネジャーは、運用者としての行動基準および禁止行為等が規定された資産運用業務規程を遵守することが求められます。

運用部長は、ファンドの運用が運用計画に沿って行われていることを確認します。

CHECK:検証

運用部長は、ファンドマネジャーより適宜運用状況についての報告を受け、必要に応じて改善策の検討等を指示します。

また、法令等や運用ガイドラインの遵守状況等については、運用部門から独立した業務部がモニタリングを行います。モニタリング結果は、パフォーマンスレビュー委員会に報告されます。

モニタリングの結果は、速やかに運用部にフィードバックされ、ファンドの運用に反映されます。

記載された組織名称や体制等は、今後変更されることがあります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設

定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。

2022年1月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（億円）
追加型株式投資信託	7	2,808

３【委託会社等の経理状況】

（１）財務諸表の作成方法について

委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

（２）財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（３）監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表ならびに事業年度（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

(単位：千円)				
前事業年度 (2020年3月31日)			当事業年度 (2021年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金	2	438,765	2	567,856
前渡金		162		-
前払費用		9,443		12,904
未収委託者報酬		46,813		57,458
その他		6,247		7,133
流動資産計		501,431		645,352
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	2,119	1	1,818
器具備品	1	8,142	1	8,709
無形固定資産				
商標権		1,208		1,045
ソフトウェア		1,809		-
投資その他の資産				
投資有価証券		1,020		-
その他		8,743		8,743
固定資産計		23,043		20,317
資産合計		524,475		665,669
負債の部				
流動負債				
リース債務		1,188		1,193

未払金				
未払手数料	2	27,092	2	33,226
その他未払金	2	41,514	2	35,900
未払法人税等		5,395		4,369
流動負債計		75,190		74,690
固定負債				
リース債務		2,113		4,572
繰延税金負債		6		-
固定負債計		2,119		4,572
負債合計		77,310		79,263
純資産の部				
株主資本				
資本金		500,000		500,000
資本剰余金				
資本準備金		500,000		500,000
資本剰余金計		500,000		500,000
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		552,849		413,593
利益剰余金計		552,849		413,593
株主資本合計		447,150		586,406
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		14		-
評価・換算差額等合計		14		-
純資産合計		447,164		586,406
負債・純資産合計		524,475		665,669

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日）		当事業年度 （自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日）	
営業収益				
委託者報酬		1,138,186		1,104,233
営業収益計		1,138,186		1,104,233
営業費用				
支払手数料	1	660,946	1	641,064
広告宣伝費		7,054		5,041
調査費				
調査費		456		415
委託調査費		14,871		15,727
委託計算費		51,392		52,040
営業諸雑費				
通信費		6,127		5,632
印刷費		48,573		46,176
協会費		1,937		2,267
その他		26,861		3,232
営業費用計		818,222		771,599
一般管理費 給料				

役員報酬	1	60,495	1	60,488
給料・手当	1	84,354	1	84,925
法定福利費		328		376
福利厚生費		230		230
業務委託費		12,141		13,360
交際費		240		14
旅費交通費		7,547		385
租税公課		8,617		8,610
不動産賃借料		12,039		12,000
固定資産減価償却費		6,078		5,095
消耗品費		3,501		1,859
支払報酬料		5,257		6,150
諸経費		481		437
一般管理費計		201,315		193,934
営業利益		118,648		138,699
営業外収益				
受取利息		0		0
有価証券売却益		79		52
リース解約益		-		474
雑収入		0		6
営業外収益計		79		533
営業外費用				
支払利息		45		41
営業外費用計		45		41
経常利益		118,682		139,192
特別損失				
固定資産除却損	2	305	2	573
特別損失計		305		573
税引前当期純利益		118,377		138,618
法人税、住民税及び事業税		645		290
法人税等還付税額		0		927
法人税等合計		645		637
当期純利益		117,732		139,256

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本						評価・ 換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計				
				繰越 利益剰余金					
当期首残高	500,000	500,000	500,000	670,581	670,581	329,418	25	25	329,443
当期変動額									
当期純利益				117,732	117,732	117,732			117,732
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							11	11	11
当期変動額合計	-	-	-	117,732	117,732	117,732	11	11	117,720
当期末残高	500,000	500,000	500,000	552,849	552,849	447,150	14	14	447,164

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本						評価・ 換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計				
				繰越 利益剰余金					
当期首残高	500,000	500,000	500,000	552,849	552,849	447,150	14	14	447,164
当期変動額									
当期純利益				139,256	139,256	139,256			139,256
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							14	14	14
当期変動額合計	-	-	-	139,256	139,256	139,256	14	14	139,242
当期末残高	500,000	500,000	500,000	413,593	413,593	586,406	-	-	586,406

注記事項**（重要な会計方針）**

1 有価証券の評価基準及び評価方法

 その他有価証券

 時価のあるもの

 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）

 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得する建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

 建物 10～18年

 器具備品 3～20年

（２）無形固定資産

 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。

（３）リース資産

 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

 消費税等の会計処理

 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（貸借対照表関係）

前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
-----------------------	-----------------------

1 有形固定資産の減価償却累計額		1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	2,089千円	建物	2,391千円
器具備品	8,513千円	器具備品	7,818千円
計	10,603千円	計	10,209千円
2 関係会社に対する資産及び負債		2 関係会社に対する資産及び負債	
(1) 流動資産		(1) 流動資産	
預金	23,479千円	預金	97,950千円
(2) 流動負債		(2) 流動負債	
未払手数料	27,090千円	未払手数料	33,224千円
その他未払金	8,955千円	その他未払金	9,140千円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)		当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)	
1 関係会社との取引高		1 関係会社との取引高	
支払手数料	660,912千円	支払手数料	641,023千円
役員報酬	45,495千円	役員報酬	45,488千円
給料・手当	64,354千円	給料・手当	63,259千円
2 固定資産除却損		2 固定資産除却損	
器具備品	305千円	器具備品	573千円
計	305千円	計	573千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2019年4月 1 日 至 2020年3月31日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式	20,000株	-	-	20,000株

当事業年度（自 2020年4月 1 日 至 2021年3月31日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式	20,000株	-	-	20,000株

（リース取引関係）

ファイナンス・リース取引

（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

事務機器（器具備品）であります。

リース資産の減価償却の方法

「（重要な会計方針） 2 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

1 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については流動性の高い預金等に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

また、資金調達については借入によらず、株式の発行により行う方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

預金は、関係会社に対するものであり、短期の預金であることから、市場リスクは僅少であると認識しております。また、事業に必要な運転資金については、資金管理部署による計画に基づく手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

投資有価証券は投資信託であり、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、資金管理部署が定期的に時価等を把握し、管理を行っております。

なお、当社の営業債権である未収委託者報酬の基礎となる投資信託財産は、信託法により信託銀行の固有財産と分別管理されており、信用リスクは僅少であると認識しております。

リース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。また、資金管理部署による計画に基づく手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

前事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	438,765	438,765	-
(2)未収委託者報酬	46,813	46,813	-
(3)投資有価証券			
その他有価証券	1,020	1,020	-
資産計	486,599	486,599	-
(4)未払手数料	27,092	27,092	-
(5)その他未払金	41,514	41,514	-
(6)リース債務(1)	3,302	3,302	-
負債計	71,909	71,909	-

当事業年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	567,856	567,856	-
(2)未収委託者報酬	57,458	57,458	-
(3)投資有価証券			
その他有価証券	-	-	-
資産計	625,314	625,314	-
(4)未払手数料	33,226	33,226	-
(5)その他未払金	35,900	35,900	-
(6)リース債務(1)	5,766	5,766	-
負債計	74,893	74,893	-

(1) 1年内返済予定のリース債務を含めております。

注：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金・預金及び(2) 未収委託者報酬

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

その他有価証券

投資信託については、基準価額によっております。

負 債

(4) 未払手数料及び(5) その他未払金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) リース債務

時価は、元利金の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

3 リース債務の決算日後の返済予定額

前事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
リース債務	1,188	1,202	911	-	-	-

当事業年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
リース債務	1,193	1,204	1,215	1,226	927	-

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	1,020	1,000	20
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	-	-	-
合計	1,020	1,000	20

当事業年度（2021年3月31日）

該当事項はありません。

2 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	1,079	79	-

当事業年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	1,000	52	-

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	(注)1 164,149	112,928

繰延資産償却超過額	740	-
未払事業税	1,607	757
繰延税金資産小計	166,497	113,686
税務上の繰越欠損金に係る		
評価性引当額 (注)1	164,149	112,928
将来減算一時差異等の合計に係る		
評価性引当額	2,347	757
評価性引当額小計	166,497	113,686
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
その他	6	-
繰延税金負債合計	6	-
繰延税金資産の純額	6	-

(注)1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2020年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金（a）	-	-	-	-	-	164,149	164,149
評価性引当額	-	-	-	-	-	164,149	164,149
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2021年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金（a）	-	-	-	-	58,730	54,198	112,928
評価性引当額	-	-	-	-	58,730	54,198	112,928
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	-
評価性引当額の増減	30.93%	29.52%
住民税均等割	0.24%	0.20%
その他	0.60%	1.74%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.54%	0.43%

(セグメント情報等)

1 セグメント情報

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2 関連情報

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（１）サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（１）サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

4 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

5 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1 財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金、 出資金 又は基金 (億円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	株式会社ゆうちょ銀行	東京都千代田区	35,000	銀行業	被所有 直接45%	役員の受入 出向者の受入 投資信託の募集 の取扱及び投資 信託に係る事務 代行の委託等	人件費 の支払	76,677	その他 未払金	6,252
							事務代行 手数料 の支払	660,910	未払 手数料	27,090
その他の 関係会社	三井住友 信託銀行(株)	東京都千代田区	3,420	銀行業	被所有 直接30%	役員の受入 出向者の受入	人件費 の支払	33,172	その他 未払金	2,702
その他の 関係会社 の子会社	野村アセッ トマネジメ ント(株)	東京都中央区	171	投資助言 ・代理業 及び投資 運用業	なし	役員の受入 出向者の受入	人件費 の支払	35,000	その他 未払金	-

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金、 出資金 又は基金 (億円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	株式会社ゆうちょ銀行	東京都千代田区	35,000	銀行業	被所有 直接45%	役員の受入 出向者の受入 投資信託の募集 の取扱及び投資 信託に係る事務 代行の委託等	人件費 の支払	75,728	その他 未払金	6,413
							事務代行 手数料 の支払	641,022	未払 手数料	33,224
その他の 関係会社	三井住友 信託銀行(株)	東京都千代田区	3,420	銀行業	被所有 直接30%	役員の受入 出向者の受入	人件費 の支払	33,018	その他 未払金	2,727
その他の 関係会社 の子会社	野村アセッ トマネジメ ント(株)	東京都中央区	171	投資助言 ・代理業 及び投資 運用業	なし	役員の受入 出向者の受入	人件費 の支払	36,666	その他 未払金	2,916

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 人件費については、当社の給与規程に基づいて金額を決定しています。

(2) 投資信託に係る事務代行手数料については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 子会社及び関連会社等

重要な該当事項はありません。

(3) 兄弟会社等

親会社及び法人主要株主等を含めて開示しております。

(4) 役員及び個人主要株主等

重要な該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

項目	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
(1) 1株当たり純資産額	22,358円23銭	29,320円33銭
(1株当たり純資産額の 算定上の基礎)		
純資産の部の合計額	447,164千円	586,406千円
普通株式に係る期末の純資産額	447,164千円	586,406千円
1株当たり純資産額の算定に 用いられた期末の普通株式の数	20,000株	20,000株

項目	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)
(2) 1株当たり当期純利益	5,886円60銭	6,962円81銭
(1株当たり当期純利益金額の 算定上の基礎)		
損益計算書上の当期純利益	117,732千円	139,256千円
普通株式に係る当期純利益	117,732千円	139,256千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式の期中平均株式数	20,000株	20,000株

（注）潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

（附属明細表）

（借入金等明細表）

（単位：千円）

区分	当期首残高	当期末残高	平均利率	返済期限
1年以内に返済予定の リース債務	1,188	1,193	1.0%	-
リース債務（1年以内に 返済予定のものを除く。）	2,113	4,572	1.0%	2021年～2025年

（注）リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の決算日後5年間の返済予定は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
リース債務	1,204	1,215	1,226	927

中間財務諸表等

（１）中間貸借対照表

（単位：千円）

当中間会計期間

（2021年9月30日）

資産の部

流動資産

現金・預金

651,494

前払費用		7,179
未収委託者報酬		55,883
その他		5,634
流動資産計		720,192
固定資産		
有形固定資産		
建物	1	1,683
器具備品	1	7,323
無形固定資産		
商標権		963
投資その他の資産		
その他		8,743
固定資産計		18,714
資産合計		738,906
負債の部		
流動負債		
リース債務		1,198
未払金		
未払手数料		32,267
その他未払金	2	31,968
未払法人税等		4,577
流動負債計		70,012
固定負債		
リース債務		3,972
固定負債計		3,972
負債合計		73,984
純資産の部		
株主資本		
資本金		500,000
資本剰余金		
資本準備金		500,000
資本剰余金計		500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		335,077
利益剰余金計		335,077
株主資本合計		664,922
純資産合計		664,922
負債・純資産合計		738,906

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 2021年 4月 1日	
至 2021年 9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	579,991
営業収益計	579,991

営業費用		
支払手数料		336,636
広告宣伝費		2,053
調査費		
委託調査費		9,590
委託計算費		26,776
営業諸雑費		
通信費		3,112
印刷費		23,093
協会費		1,053
その他		254
営業費用計		402,569
一般管理費		
給料		
役員報酬		30,202
給料・手当		45,761
法定福利費		180
業務委託費		4,993
旅費交通費		23
租税公課		4,525
不動産賃借料		6,093
固定資産減価償却費	1	1,603
消耗品費		557
支払報酬料		4,625
諸経費		181
一般管理費計		98,748
営業利益		78,674
営業外収益		
受取利息		0
雑収入		11
営業外収益計		11
営業外費用		
支払利息		25
営業外費用計		25
経常利益		78,660
税引前中間純利益		78,660
法人税、住民税及び事業税		145
法人税等合計		145
中間純利益		78,515

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）（単位：千円）

当半期会計期間（自 2021年1月1日 至 2021年3月31日）								（単位：千円）
	株主資本						純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益 剰余金			
				繰越利益 剰余金	合計			
当期首残高	500,000	500,000	500,000	413,593	413,593	586,406	586,406	

当中間期変動額							
中間純利益				78,515	78,515	78,515	78,515
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)							-
当中間期変動額合計	-	-	-	78,515	78,515	78,515	78,515
当中間期末残高	500,000	500,000	500,000	335,077	335,077	664,922	664,922

注記事項

（重要な会計方針）

1 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得する建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～18年

器具備品 3～20年

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

2 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、投資信託運用業を行っており、投資信託約款に基づき投資信託の運用について履行義務を負っております。当該履行義務は信託期間にわたり日々充足され、投資信託財産の純資産額に一定の割合を乗じて計算した金額を収益として認識しております。

3 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。この変更が中間財務諸表に与える影響はありません。

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間 (2021年9月30日)

1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	2,526千円
器具備品	9,205千円
計	11,731千円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 (自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日)	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	1,521千円
無形固定資産	81千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	20,000株	-	-	20,000株

（リース取引関係）

ファイナンス・リース取引

（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

事務機器（器具備品）であります。

リース資産の減価償却の方法

「（重要な会計方針） 1 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

（金融商品の時価等に関する事項）

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

当中間会計期間（2021年9月30日）

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
（1）現金・預金	651,494	651,494	-
（2）未収委託者報酬	55,883	55,883	-
資産計	707,377	707,377	-
（3）未払手数料	32,267	32,267	-
（4）その他未払金	31,968	31,968	-
（5）リース債務（1）	5,171	5,171	-
負債計	69,406	69,406	-

（1） 1年内返済予定のリース債務を含めております。

注：金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

（１）現金・預金及び（２）未収委託者報酬

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

（３）未払手数料及び（４）その他未払金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（５）リース債務

時価は、元金利の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（収益認識に関する注記）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおり、単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えており、かつ、内国籍投資信託からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、セグメント情報に追加しての記載は行っておりません。

（セグメント情報等）

1 セグメント情報

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2 関連情報

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

（１）サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

4 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

5 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

1株当たり純資産額並びに1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日)	
1 株当たり純資産額	33,246円11銭
1 株当たり中間純利益	3,925円78銭
1 株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	78,515千円
普通株式に係る中間純利益	78,515千円
普通株式に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	20,000株

（注）潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- （１）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （２）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- （４）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- （５）上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- （１）定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- （２）訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

名 称	資本金の額 (2021年3月末現在)	事業の内容
-----	-----------------------	-------

三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
--------------	------------	---

< 再信託受託会社の概要 >

名称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2021年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

（２）販売会社

名 称	資本金の額 （2021年3月末現在）	事業の内容
株式会社ゆうちょ銀行	3,500,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

なお、上記の他、三井住友信託銀行株式会社はファンドの関係法人による自己設定等の取り扱いのための販売会社となり、その資本金の額および事業の内容は（１）受託会社に記載のとおりです。

2【関係業務の概要】

（１）受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

（２）販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

（１）受託会社

三井住友信託銀行株式会社は、J P 投信株式会社の発行済株式総数の30%を保有しております。（2022年1月末現在）

（２）販売会社

株式会社ゆうちょ銀行は、J P 投信株式会社の発行済株式総数の45%を保有しております。（2022年1月末現在）

第3【その他】

（１）目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。

（２）目論見書の巻末に約款を掲載する場合があります。

（３）届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

（４）目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

（５）目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

（６）目論見書の表紙裏等にインターネットホームページに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含む）も掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載する場合があります。

（７）目論見書に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。

（８）目論見書に投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載する場合があります。

独立監査人の監査報告書

2021年5月31日

JP投信株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 小林 英之 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJP投信株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JP投信株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を

含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年9月2日

ＪＰ投信株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 関 賢 二 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＪＰ４資産均等バランスの2020年7月16日から2021年7月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＪＰ４資産均等バランスの2021年7月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＪＰ投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

J P 投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年12月8日

JP投信株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 関 賢 二 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJP投信株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、JP投信株式会社の2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の中間監査報告書は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年3月4日

ＪＰ投信株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 関 賢 二 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＪＰ４資産均等バランスの2021年7月16日から2022年1月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ＪＰ４資産均等バランスの2022年1月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年7月16日から2022年1月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＪＰ投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け

る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＪＰ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注１) 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注２) XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。